

高松市告示第368号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第119条第2項及び第121条の規定により、第21回香川県知事選挙における個人演説会会場設備の程度及び個人演説会会場を使用する場合に納付すべき費用（個人演説会については、1回目は無料、2回目から徴収、政談演説会については1回目から徴収）の額を次のとおり公表します。

令和8年6月18日

高松市長 大西 秀人

1 地域交流会館の施設

(1) 施設の名称等

施設名		面積	照明	拡声装置
高松市国分寺会館	第1会議室	226.62 m <sup>2</sup>	一式	一式
	第2会議室	89.41 m <sup>2</sup>	一式	無
	第3会議室 (和室)	38.07 m <sup>2</sup>	一式	無

(2) 使用料金表

施設名		使用単位		
		午前	午後	夜間
		午前9時から 午後1時まで	午後1時から 午後5時まで	午後5時から 午後9時まで
高松市国分寺会館	第1会議室	円 1,540	円 1,540	円 2,340
	第2会議室	1,090	1,090	1,600
	第3会議室 (和室)	680	680	680

備考

高松市国分寺会館の使用時間は午前9時から午後9時まで、休館日は月曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで、ただし、月曜日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたる場合は、その日後においてその日に最も近い休日でない日とする。